

藤枝ボランティア登録事業実施要綱

(目的)

第1条 市長は、ボランティアに関する情報を市民に提供することにより市民の活発な社会参加を促し、市民活動の活性化を図るとともに、市民活動を通じた市民の健康的な生活の維持及び向上を進めるため、藤枝ボランティア登録事業を実施するものとし、その実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「藤枝ボランティア登録事業」とは、公共団体、社会福祉協議会又は営利を目的としない市民活動団体等(以下、「公共団体等」という。)が実施する活動に、ボランティアとして参加を希望する者をあらかじめ登録し、公共団体等が行う活動に派遣する事業をいう。

(ボランティア登録資格)

第3条 藤枝ボランティア登録事業に係るボランティア(以下「藤枝ボランティア」という。)として登録することができる者は、ボランティア活動に関心があり、次の各号の全ての要件に該当する個人とする。

- (1)小学生以上であって、藤枝市内に在住、通勤、通学又は活動する者であること。
- (2)依頼に基づいてボランティア活動を行える者であること。
- (3)政治、宗教、営利活動を目的としない者であること。

(登録の申込み)

第4条 藤枝ボランティアとして登録を受けようとする者は、藤枝ボランティア登録申込書(第1号様式)により、市長に登録を申込まなければならない。

- 2 前項の場合において、登録を受けようとする者が、中学生以下であるときは、保護者の同意を得なければならない。
- 3 市長は、第1項の申込みを受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、藤枝ボランティア登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録するとともに、藤枝ボランティア登録証(第2号様式)を交付する。

(登録期間)

第5条 藤枝ボランティアの登録期間は1年間とする。ただし、登録者より登録の辞退のない場合は、期間満了後、自動的に更新するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 藤枝ボランティアとして登録台帳に登録された者(以下「登録者」という。)は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに藤枝ボランティア登録変更届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 登録者は、登録の取消をしようとするときは、藤枝ボランティア辞退届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 第1項に基づく届出のほか、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、市は登録を取り消すことができるものとする。

(1)登録者の個人が死亡したとき。

(2)登録者の所在が不明で、連絡ができなくなったとき。

(3)ボランティアとして不適格と認められる事実があったとき。

(活動内容)

第8条 藤枝ボランティアの活動は、公共団体等が実施する次に掲げるものとする。

(1)イベント活動

(2)災害支援活動

(3)福祉活動

(4)前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(藤枝ボランティアの活動方法)

第9条 ボランティアを必要とする公共団体等(以下「依頼者」という。)は、登録者に対して活動内容を通知し、諾否の確認を行うものとする。

2 依頼者は、前項の規定により諾否を確認したときは、その内容を市民活動団体支援室に報告する。

3 市民活動団体支援室は、前条によらない活動情報の提供を希望する登録者に対し、その情報を提供し、登録者は個人及び同条以外の主催者の責任において活動できるものとする。

(活動の報告)

第10条 依頼者は、前条第1項の規定により登録者が活動を実施した場合、その実績を市民活動団体支援室に報告する。

(活動に対する報酬等)

第11条 登録者は、その活動に対して報酬を請求することはできない。ただし、

活動を行った登録者に対し、依頼者から記念の品を贈呈することを妨げない。

(保険の加入)

第12条 市長は、登録者の派遣された活動における事故等に備え、ボランティア保険等に加入するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 登録台帳に登録した個人情報の提供を受けた者は、適正に管理しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱で定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月17日告示第45号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和

この告示は、令和6年1月1日から施行する。